

# 入札心得書

(入札に当たっての留意事項)

第1条 市有物件売却一般競争入札参加希望者は、市有物件売却公告、市有物件売却に係る一般競争入札実施要領、この入札心得書及び契約条項を熟読し、現場等を把握のうえ入札してください。

2 物件と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

(共有による入札)

第2条 物件に対して2者以上の共有により入札に参加することができます。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札開始前までに、入札金額の100分の5以上(千円未満切上げ)の入札保証金を納付しなければなりません。

(入札保証金の納付方法)

第4条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付期限までに納付しなければなりません。

2 入札及び開札の日は平成30年11月8日(木)とし、入札開始前までに指定金融機関へ納付してください。

(入札)

第5条 入札参加者は入札の場所に入る際に市有物件売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書の写しを受付に提出してください。

2 入札参加者は、必要な事項を記載し、記名押印した入札書1通を封筒に入れ、封緘し、入札者の住所、氏名(所在地、名称、代表者名)を封筒に表記、押印し、所定の日時及び場所において、市職員の指示により提出してください。

3 前項の入札は、代理人をして行わせることができます。この場合においては、当該代理人をして入札時に委任状を提出してください。

4 共同による入札の場合は、代表申込者が、入札手続を行います。その場合、代表申込者以外の申込者は、委任状《様式5》を提出してください。

5 郵便による入札は認めません。

6 入札書に記載する金額は、税抜額(消費税の課税は建物価格のみ)としてください。

例) 契約金額 101,360,000円を想定して、入札する場合

土地  $100,000,000 \times 0.83 = 83,000,000$

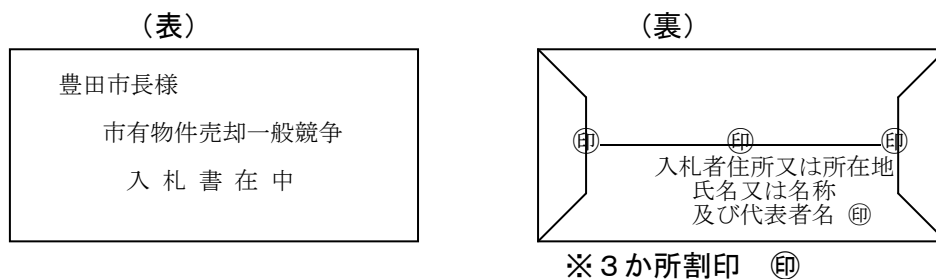
建物  $100,000,000 \times 0.17 \times 1.08 = 18,360,000$  の内訳となり、

入札書の金額欄には、「100,000,000円」と記載する。

7 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は天変地変その他やむを得ない事由が生じ

たときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

[記入例]



(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(開札)

第7条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者の立ち会の上行います。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行います。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 所定の書類を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者）がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (4) 所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をしたもの
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (12) 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- (13) 入札年月日の誤り又はもれた入札
- (14) 訂正抹消した箇所に押印のない入札
- (15) 所定の入札書によらない入札
- (16) その他、市の担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 落札者は、市の最低売却価格以上の最高の価格をもって入札をした者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとします。

(入札結果の通知)

第10条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。

(入札結果の公表)

第11条 入札結果を豊田市公式ウェブサイトで公表します。

(入札保証金の返還)

第12条 入札保証金は入札終了後に還付します。この場合、還付までに4週間程度必要となります。落札者に対しては、契約保証金を納付したときに還付しますが、本人の申出により契約保証金の一部に充当することができます。

(入札保証金等に対する利息)

第13条 入札保証金又は契約保証金を納付した者は、納付をした日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができません。

(入札保証金の没収)

第14条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属します。

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の10（千円未満切上げ）以上を納付し、残金は契約日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。また、契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担となります。なお、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属します。

(所有権移転登記及び費用負担)

第16条 所有権の移転登記は、美術品を撤去し、かつ売買代金を全額納付し物件を引渡した後に、登記に必要な書類が整い次第、速やかに市が所有権移転の嘱託手続きを行います。

2 落札者への所有権移転登記に要する費用及び必要な書類は落札者の負担となります。

(入札後の異議申し立て)

第17条 入札者は、入札後この入札心得書、実施要領、公告及び契約条項並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(その他の事項)

第18条 この入札心得書に定めのない事項については、関係法令及び豊田市契約規則の定めるところによって処理します。